

報告 滋賀県長浜市民のスクリーニング会場（湖北体育館）視察

＊ 車両はワイパーとタイヤ側面を測定し、ウェットティッシュで拭きとるだけ

＊ 住民の詳細測定の基準 20,000cpm

昨年の 13,000cpm から緩和したのか？「試験的にやってみた」（滋賀県）

11月4日～6日、国主催で美浜原発事故時の防災訓練が行われました。その一環として、避難対象地域である滋賀県で防災訓練がありました。訓練想定は福井県嶺南を震源とした地震に伴う美浜発電所3号機の事故により放射性物質が放出。長浜市と高島市の一部で、避難等の措置を要する基準まで空間線量率が上昇というものです。

◇参加住民は、長浜市約70人、高島市約200人で、高島市からの住民受け入れ先として大津市も訓練に参加

◇長浜市の場合、バス8台、自家用車4台が参加

6日に行われた住民避難訓練の内、長浜市の避難中継所、湖北体育館の視察・監視をしました。長浜市では、高月・古保利・七郷・富永小学校区の住民が避難訓練に参加しています。午前8時ごろから一時集合場所の各小学校に集まって、被災住民登録と安定ヨウ素剤の服用説明を受け、避難退城時検査場所の湖北体育館に順次移動しました。



1. 車両検査（湖北体育館前の屋外スペース）

●車両の簡易測定・簡易除染は国のマニュアル通り

ワイパーとタイヤ側面の測定、流水なしのふき取り除染

最初にバスが来たのが9時過ぎで、最後の車の除染終了は11時過ぎ。途中でバス等が遅れて、2時間ほどかかりました。車両の検査は、体育館前の狭い場所で行われました。車の待機場所も



ありません。検査を受けたのは、バス8台、自家用車3台、パトカー2台、消防車1台で計14台。この内、基準値を上回ったのは自家用車とパトカーの4台だけで、バス8台は基準値未満でした。



車両の簡易除染・簡易測定は、基本的に国のマニュアル通りで、ワイパーとタイヤの側面だけでした。車両は、まずゲートモニターを通過し、ワイパー部だけを測定します。タイヤの測定はゲートモニターで分かるということで省かれていました。

運転手と誘導係で乗車している人はタイベックを着用していましたが、検査員は不織布のガウンでした。

除染は、写真の「除菌できるアルコールタオル」（ウェットティッシュ）で、ワイパー部、タイヤ側面を拭きとるだけです。



除染しても基準値を超えた場合は、車体の側面も測定していましたが、タイヤの接地面等の測定はありません。

1台だけは、2回目の除染でも基準超の65,000cpmで、体育館の横に車を移動して終わるだけでした。ふき取り除染で40,000cpm未満にならないければ、体育館横スペースに車を置いて避難するようです。コロナ感染者が一名乗った想定車は、少し離れたところで、車と人の測定をしていました。[cpm=count per minuteは一分間の放射線計測回数]

●車両の検査・除染は関電と中部電力が中心

車両の検査・除染担当者は不織布のガウンを着用していたので初めは分かりませんでしたが、終了後ガウンを脱ぐと殆ど(約10名)が関電と中部電力の社員で、県の職員は1~2人でした。

バスが途切れた時、検査員に「タイヤの接地面はなぜ測定・除染しないのですか」等と声をかけても、「訓練中です」と言うだけで、説明はありません。

訓練終了後に、除染を担当していた、中部電力の社員に「体が車両に接触していた。国のマニュアル違反ですよ」と言うと、「質問などは別のところで」と返すだけでした。写真のように車体に体を押し付けるようにしてワイパーを拭いています。電力会社の社員は、国のマニュアルも知らないのでしょうか。被ばくの危険性に全く無頓着でした。



●知事に検査マニュアルの問題点のプリントを手渡す

知事公室の部長クラスの人が見学に来ていたので、タイヤの接地面を除染しないことや、避難所に行くまでに放射性物質は途中ではがれる等と国が言っていることを伝えました。また、長浜市の防災服を着た人が「接地面は除染しないのか」と話していたので、「問題なのです」と声をかけました。

そうこうするうちに、三日月知事が視察に来られました。長浜での戸別訪問のことを伝え、短い時間でいいので、面談の時間をとってほしいこと、また、国の検査マニュアルの問題点を書いた避難関西の記事も渡しました。

2. 住民のスクリーニング会場（湖北体育館内）

●避難者全員に検査をして、「検査済証」を手渡す滋賀県方式

詳細検査は20,000cpm以上に。昨年度基準13,000cpmを緩和したのか？

体育館の見学者観覧ゾーンは、スクリーニングが見える方の側面と2階だけで距離も遠かったので、細かい作業ややりとりは確認できませんでした。

〈訓練参加者〉

参加住民70人の大半は男性で、女性は2名しか確認できませんでした。車椅子の人1名、足にけがをした人1名、コロナ感染者1名が設定されていました。



〈検査手順〉

会場入り口にはビニールで覆ったパイプ椅子が 50 脚ほど並べられ、住民の皆さんはそこに座って、スクリーニング測定記録票に名前等を記入。順番が来るとスクリーニング測定記録票を担当の測定者に渡し、手荷物をビニール袋に入れて検査に移ります。しかし、手荷物の測定はありませんでした。

検査の手順は以下の通りです。

- ①全員が 2 台あるゲートモニターを使って、15 秒ほど立って線量測定。20,000cpm 未満は「検査済証」(スクリーニング測定記録票)の写しをもらい、講習会のある文化ホールへ移動。この場合、「検査済証」には被ばく線量の記載はない。

車椅子の人はゲートモニターを通らず、詳細検査を受けていました。



- ②ゲートモニターで 20,000cpm を超えた人は、GMサーベイメーターで頭から足の裏及び前面と背中側を測定し、40,000cpm 未満の場合は、福井県等と同じく除染はしない。測定値を記入した「検査済証」をもらって説明相談を受ける。その後、同様に移動。

- ③40,000cpm を超えた人はさらに詳しく測定し、除染（ウェットティッシュで拭きとり、脱衣）。除染後に再測定で 40,000cpm 未満になれば、検査結果を記入した「検査済証」の写しをもらって説明相談を受ける（右写真）。その後、同様に移動。



②の詳細検査の場所は 2 か所あり、その一方の担当者はサーベイメーターの取り込み口が体にくっつくほど近づけて測っており、時には接触もしていました。しかし、取り込み口に掛けてあるカバーは一度も交換することがなく、カバーが汚染されてしまえば次の人は正確な測定ができません（右下写真）。



〈体育館内の様子〉

館内放送で、何回か「一時集合場所から〇〇人乗ったバスが出発しました」という案内がありました。9時には「収束に向けて作業が続けられています」、9時半には「放射性物質の放出はすでに止まっています。体育館は平常通りの線量です」という放送が入りました。体育館 2 階には内閣府が招待した海外からの視察団がきていて、10 名余りの外国人が英語の説明を受けながら訓練を見ていました。

3. 説明会（文化ホール）

説明は長浜市防災危機管理局の職員が担当していました。放射線は日常的にも大地や宇宙から受けている、レントゲンやCTの医療被ばくも平均で 3 mSv 以上というお決まりの説明。

屋内退避では食品にラップや蓋をするように言っていました。

一時移転と避難先の説明では、今日は避難中継所までだが、東近江、草津、甲賀に避難することもあること、被害が大きければ大阪方面に避難する可能性があることも話していました。しかし、避難所がどこなのかの説明はなく、いまだ市民に避難所を公表していません。避難所を早期に公開し、訓練も避難先まで行く訓練を実施すべきです。

また、避難先で放射能を付けているという風評被害が起こらないように、「検査済証」を全員に渡しているのは滋賀県だけだとも話していました。

「検査済証」とは、測定結果が書かれているものです（右図）。福井県の場合、測定結果の書かれていない「通行証」だけが住民に渡されます。

説明担当職員から「何か質問はありませんか」と問われましたが、住民からは何も質問はありませんでした。最後に三日月知事が短い挨拶をして終了しました。

4. 20,000cpm は「今回試験的にやってみた」？

昨年度の訓練ではゲートモニターで13,000cpm 以上の人はGMサーベイメーターで詳細検査を受けていました。今回は20,000cpm 以上の人々が詳細検査の対象となっていました。このことについて、後日県に電話で問い合わせると、

「40,000cpm が除染の基準になっているので、ゲート型モニターではその半分ではどうかということで、試験的にやってみたのです。」との回答でした。

「試験的にやってみた」とはどういう意味でしょうか？これまでの13,000cpmはどうなるのでしょうか？今年4月に改訂された滋賀県の「医療マニュアル」では、13,000cpmのままです。

さらに、除染の基準40,000cpmは国のマニュアル通りで、福井県等と同じです。このような高い基準でいいのでしょうか。

私たちは昨年来、湖北原発ゼロの会の方と協力して、長浜市の避難対象地域に戸別訪問し、チラシ配布をしてきました。今回の訓練を通して、チラシに書かれた原発の危険性や避難の困難さを確認し、原発はいらぬとの思いを広げてもらえると嬉しいです。

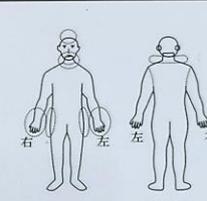
2022. 11. 24

避難計画を案ずる関西連絡会
湖北体育館の監視行動参加者一同

様式 3-1

スクリーニング測定記録票 (避難所等保管用)

書類番号:

ふりがな 氏名	男・女	M・T・S・H・R	年	月	日
現住所	電話番号				
検査日時	年 月 日 時	サーベイメータ / ゲートモニタ			
検査場所	管理番号				
測定者	(サイン)	換算係数	Bq/min ¹		
		バックグラウンド計数率		cpm	
		13,000cpm 以上の 場合のみ記入 (実測値) ・① (cpm) ・② (cpm) ・③ (cpm) ・④ (cpm)	グループ3	グループ2	グループ1
		13,000cpm 未満	13,000cpm 以上 40,000cpm 未満	40,000cpm 以上	
ひとつでもグループ1ならば、除染必要、その他でひとつもグループ2があれば指導必要、全てグループ3ならば不要を丸で囲む		不要	指導必要	除染必要	
安定ヨウ素剤の服用	有	月	日	時	服用 丸 mL 無
記入しない					

「滋賀県原子力災害医療マニュアル」令和4年3月 通し91頁より
複写式になっており、住民にはこの写しが渡される